

この書面の内容を十分にお読み下さい

金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づく契約締結前交付文章書面

この書面には、お取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

当社の投資助言や提供情報はお客様の利益を保証するものではありません。取引に際しては、株式等の有価証券の売買は、相場の変動や発行会社の信用状況により多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、取引を行う金融商品取引業者の金融商品の説明を良くご覧いただき、下記リスク等を十分に理解のうえ、投資の最終決定はご自身の判断と責任において行ってください。

なお、当社又はインターネット事業者等の事情により、当社の投資助言や提供情報の配信が行われない場合や遅れる場合、受信できない場合があります。

○報酬等について

①投資顧問契約による報酬

投資顧問契約により、国内の株式、債券の価値分析又はこれらの価値分析に基づく投資判断に関し、下記の会員区分に従い助言を行い、お客様から、助言報酬をいただきます。

なお、年数回程度において1週間～10日間表示価格より10%～15%程度の割引価格にて会員募集をさせて頂くことがございます。(開始時期は不定期となっております)

会員区分 : レギュラー会員 (1ヶ月・6ヶ月)

報酬額 : 1ヶ月 12,000円 (税込み) 6ヶ月 54,000円 (税込み)

【期間延長プラン】長期プランへの期間延長を『申込プラン価格』－『既存プラン価格』にて受け付けます。

6ヶ月の期間満了更新は10%offの48,600円 (税込み) となります。

※更新割引適用は入会后10日を過ぎた方のみを対象とします。

1ヵ月会員 (カード決済) は自動更新となります。

※解除の場合は2日前までにメール・お電話にてご連絡を頂きます。

サービス : 最近の市況全般に対するコメント及び、推奨する複数の銘柄に係る株価価値の分析やチャート分析による今後の動向予測について、電子媒体 (メール・会員サイト) の方法により毎日1回以上 (平日) アドバイスを行なう。

※レギュラー会員に配信されます情報は配信後に無料情報として同様の情報を配信する場合もございますので予めご了承下さい。

会員区分 : スペシャル会員 (1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月)

報酬額 : ○1ヵ月 100,000円 (税込み) 3ヶ月 170,000円 (税込み)

6ヶ月 300,000円 (税込み)

【期間延長プラン】長期プランへの期間延長を『申込プラン価格』

ー 『既存プラン価格』にて受け付けます。

各プラン期間満了後の更新は 10%off の 1 ヶ月 90,000 円 (税込み)  
3 ヶ月 153,000 円 (税込み) 6 ヶ月 270,000 円 (税込み) となります。

※更新割引適用は入会后 10 日を過ぎた方のみを対象とします。

サービス : レギュラー会員のすべての情報をご提供と共に、スペシャル会員専用の情報サービス (SP 専用銘柄情報・先物メール・特別銘柄情報) 等の投資効率の高い情報を会員ページ及びメール配信にてご提供いたします。

電話・メール・面談等で助言担当者と銘柄の相談・助言を随時行います。

※会員様の投資状況や資金などにより、個別に推奨する情報ございます。

※スペシャル会員に配信されます情報は配信後に下位プランの会員様又は、無料情報として同様の情報を配信する場合もございますので予めご了承下さい。

会員区分 : リミテッド銘柄会員

報酬額 : 1 配信 25,000 円 (税込み) 【既存会員】

: 1 配信 30,000 円 (税込み) 【非会員】

サービス : 推奨する銘柄に係る株価価値の分析やチャート分析による今後の動向予測について、電子媒体等 (メール) の方法によりアドバイスを  
行う。1 回の申込みで 1 配信いたします。(1 配信 1 銘柄) 推奨  
後、最長 2 週間のフォローメール付 (相場状況によって期間の調整  
を行うこともございます。)

**金融商品市場における相場その他の指標に係る変動などにより損失が生じるおそれがあります**

・【価格変動のリスク】

弊社情報により購入した株には価格変動により利益だけでなく、損失を生じる場合もある。

・【信用リスク】

投資対象の信用状態の変化により、価格が変化することであり、株を購入した会社が倒産してしまうと、最悪の場合には、投資した金額は全額戻ってこないこととなります。

これは、会社が倒産する＝信用状態が悪化することにより価格が低下する、というリスクが発生することを意味します。

・【流動性リスク】

売買がほとんどされない銘柄、つまり、流動性の低い銘柄は、必要な時に思うように売れないことがあり、どうしても売りたい場合には、時価よりも大幅に安い値段を提示しなければならないことになりかねず、流動性リスクの高い銘柄は、その分安い価格で取引されることが多い。

## 本取引は、クーリング・オフの対象となります

本取引には金融商品取引法第37条の6の規定(クーリング・オフ)の適用があります。詳細につきましては下記「クーリング・オフの適用」の記載をご覧ください。

### ○投資顧問契約当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社は、投資助言を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。  
福岡財務支局長（金商）第14号

当社が行う投資助言業務は、お客様と投資顧問契約を締結することにより、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約業務です。当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言はお客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

### ○クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取り扱いは、次のとおりです。

#### (1) 契約の解除

- ①お客様は、本契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面（eメール）による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ②契約解除日は、お客様がその書面をした日となります。
- ③契約の解除に伴う報酬の払戻しは、次のとおりとなります。
  - ・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合（当社の場合はID・Passを発行していない、メール配信の場合は当社がメールを配信していない場合）：解除に伴う報酬は頂きません。
  - ・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし社会通念上妥当であるとみとめられる分のみ。）をいただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金は頂きません。
- ④リミテッド銘柄のクーリング・オフは銘柄配信後10日を経過するまでの間、書面（eメール）による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。但し金融商品取引法第105条1項2より計算されます対価の額より契約解除にともなう返金金額は0円となります。

### ○契約の中途解約

① クーリング・オフ期間終了後の解約は、解約希望日の1ヶ月以上前の申請が必要となります。

返金金額は各サービスの1ヶ月の価格を基準とした通常料金（長期割引前料金）をもとに、契約開始日または更新日から解約希望日までの実日数に応じて日割にて計算させて頂き返金いたします。

## ○租税の概要

投資顧問契約の締結には消費税が課税されます。なお、お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。詳しくはお客様ご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいようお願い申し上げます。

## ○投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）

② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申し出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。）

③ 当社が、投資助言業を廃業したとき

## ○禁止事項

当社は、当社が行う投資顧問業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと

○ 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引

○ 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

○ 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

・ 取引所木金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引

・ 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引

○ 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

② 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること

③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

## ○ご入会に関する注意事項

過去にクーリング・オフや中途解約などをされましたお客様はご入会をお断りさせて頂く場合がございます。

## ○苦情処理措置の内容

当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業府令」といいます）に基づき当社「苦情処理規定」のもと処理を行います。

苦情処理措置受付への連絡方法は下記の通りです。

電話番号 092-436-8907（受付時間は営業日の午前9時～午後6時です。）

E-mail cp@nagareboshi.jp

○紛争解決措置の内容

当社は、金商業府令第115条の2第2項第2号に掲げる措置を投資助言葉に関する紛争解決措置として講じ、当社が協定を締結した東京弁護士会紛争解決センターにおけるあっせん又は仲裁手続きにより金融商品取引業等業務関連紛争の解決を図ります。

会社の概要

商号	株式会社トラフィックトレード
住所	福岡県福岡市博多区博多駅前4-4-21 グリーンビル6F TEL 092-436-8900
資本金	1,000万円
主たる事業	投資助言・代理業
設立年月日	平成17年9月13日
役員の名	代表取締役 橋口 隆二 取締役 田尻 悠介 取締役 古賀 政樹 監査役 田尻 和正
主要株主	田尻悠介・古賀正樹・橋口隆二
分析者・投資判断者	田尻悠介・古賀政樹
助言者	田尻悠介・古賀政樹
当社への連絡方法	

以下の電話番号、eメールアドレスにご連絡下さい。

電話番号 092-436-8900

eメールアドレス info@nagareboshi.jp

登録簿の閲覧

当社の登録情報は福岡財務支局にてご自由に閲覧ができます。